

申告相談

2月1日～3月15日まで

平成18年の申告相談を2月1日～3月15日まで行います。
 (消費税申告も受け付けします：簡易のみ)
 詳しい日程表は、後日各地区別に別紙として配付いたしますのでそちらをご覧ください。定められた会場です必ず申告してください。

平成19年分(平成20年3月申告)の農業申告から簡易計算による申告ができなくなる予定ですので、2ha未満の農家も収支計算に移行する準備を始めておいてください。

住宅借入金(取得)等特別控除を受ける方

平成17年中に新増築、売買などにより住宅を取得し、住宅借入金特別控除を受けようとする方は、次の書類を持参のうえ確定申告してください。**家屋の取得と同時に土地も取得された方は土地の取得に係る分の書類も必要です。**

- 住民票
- 登記簿謄本
- 工事請負契約書又は売買契約書(写し)
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

所得税を源泉されている方で前年まで住宅借入金(取得)等特別控除を受けている方は「住宅借入金(取得)等特別控除証明書」を必ず持参してください。紛失された方は税務署で再交付を受けてください。

定率減税について

平成17年分の所得税について定率減税が実施されます。減税額は年税額の20%相当額です。(控除限度額25万円)

申告しなければならない方

- ①平成18年1月1日現在「北秋田市」に住んでいる方(住民登録をしないで住んでいる方も申告しなければなりません)
- ②給与以外の収入・所得がある方

申告する必要のない方

- ①税務署に確定申告書を提出される方
- ②給与所得だけの方で職場で年末調整を行った方

農業の申告をされる方へ

昨年と同様に、稲作農家の方で付面積が2ha以上の方や専断野菜(販売用野菜)を作付している方は収支計算による申告が必要です。農協などの指導を受けて収支内訳書を作成し、収支のわかる資料(収支計算ノートなど)を持参のうえ各地区で申告してください。

・農業所得簡易計算(農業標準)で申告ができるのは、水稲作付面積2ha未満の方だけです。

申告前に書類の確認を!

◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。(口欄を使って確認しましょう。)

所得の種類	持参するもの	
すべての方	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 生命保険料支払証明書 <input type="checkbox"/> 保険税・介護保険料の領収書 <input type="checkbox"/> 国民年金・農業者年金掛金領収書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書(通院のため要した交通費の領収書も) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(寝たきりの場合は前もって税務課に申し出てください。)	<input type="checkbox"/> 損害保険料支払証明書(火災保険、建物共済など) <input type="checkbox"/> 火災、雪害、盗難にあった時はその証明書(警察署、消防署から発行されるもの)または領収書 <input type="checkbox"/> 大学生のいる家庭では在学証明書 <input type="checkbox"/> 預金口座番号
事業所得の方	◆営業所得者およびその他の事業所得者 <input type="checkbox"/> 現金出納帳(売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳) <input type="checkbox"/> 自家消費、事業用消費の整理帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳(売上原価の整理) <input type="checkbox"/> たな卸帳	<input type="checkbox"/> 経費帳(科目毎の必要経費の整理⇒租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費)
	◆農業所得者 <input type="checkbox"/> 米以外の収入がある方は、農協等からの出荷証明書 <input type="checkbox"/> 農機具購入契約書と領収書(金額の多少にかかわらず必要です) <input type="checkbox"/> 土地改良費・水利費のわかるもの <input type="checkbox"/> 農作業の受委託のわかるもの <input type="checkbox"/> 支払小作料のわかるもの	<input type="checkbox"/> 農業用の借入金利子証明書 <input type="checkbox"/> 米政策等に係る拠出金のわかるもの <input type="checkbox"/> 雇人費明細書(農作業毎の賃金の明細、領収書) <input type="checkbox"/> 大農具の損害保険領収書 <input type="checkbox"/> 客土費用(3年償却)の領収書
	◆その他の所得者 大工、左官等の方が持参するもの <input type="checkbox"/> 年間の稼働日数明細書(月別、仕事先と賃金の明細) 大工、左官等で請負仕事の場合は機械・器具(道具)の購入費および修理費、税金(自動車税、重量税)、車検経費の領収書 <input type="checkbox"/> 請負工事毎の損益計算書 <input type="checkbox"/> 全国建設工事国保の保険料領収書	
給与所得の方	<input type="checkbox"/> 給与、報酬、賃金の源泉徴収票 日雇、出稼ぎ収入のあった方は、所得税(源泉徴収税額)が還付される場合がありますので、勤務先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください。	
年金等の所得の方	各種年金については、老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金、遺族年金、厚生年金、共済年金、公務扶助料、恩給等すべての年金等が含まれます。申告には各種年金の源泉徴収や支払通知書を提示してください。(個人年金も必要)	
譲渡所得の方	譲渡所得のある方で税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありません。譲渡所得者(土地、建物を買った場合)が税務署へ持参するものは次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 譲渡した物件に係る売買契約書(または売買価格を証明できる書類)	<input type="checkbox"/> 譲渡費用(仲介手数料、測量費など)の領収書 <input type="checkbox"/> 収用の場合は買取り証明書 <input type="checkbox"/> 交換および代替地を受け取った場合は契約書(または覚書)
その他	不動産所得 <input type="checkbox"/> 収入明細及び経費明細 一時所得(保険満期金等)・配当所得・退職所得がある方 <input type="checkbox"/> 支払調書等支払額がわかるもの	



国民年金保険料の領収書を持参について(お願い)

平成14年4月から国民年金の納付先が市町村から国(社会保険事務所)に変わったことにより、市町村ではみなさんが納めた保険料を把握することができなくなりました。

そのため、申告にあたっては「国民年金保険料」の領収書を必ず持参してください。座振替をご利用されている方は、振替口座の通帳をご持参ください。

納付状況を確認できない場合は控除することができません。